

議案第73号

世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月15日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例

世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項及び第16条の2第3項中「第19条第15号」を「第19条第16号」に改める。

第35条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。